

第4 1 回静岡県茶生産青年茶審査技術競技会規定

1 競技項目

- 第一審査 外観による生産地判定競技
- 第二審査 煎出液服用による生産地判定競技
- 第三審査 煎出液服用による品種判定競技

2 審 判

審判長及び審判員は、審査技術競技会会長が委嘱する。

3 試料茶

第一審査及び第二審査の試料茶は、県内外の1 k g 当たり5, 0 0 0 円のやぶきた種の荒茶とする。第三審査においては、県内で製造された品種茶5種を使用する。

4 競技方法

- (1) 第一審査に先立ち、1 0 種類の試料茶を拝見各3 0 秒間、メモ各3 0 秒間で、予備審査を行う。＊荒茶には触れないこととする。

(2) 第一審査

- ア 1 0 種を5 種ずつ2 ブロックに分け、競技を行う。
- イ 1 点の審査時間は、拝見3 0 秒間、解答3 0 秒間とし、その生産地を判定する。
＊荒茶には触れないこととする。

(3) 第二審査

- ア 1 0 種を5 種ずつ2 ブロックに分け、1 ブロックにつき2 回ずつ計4 回審査を行い、生産地を判定する。
- イ 1 回の審査につき、5 種5 煎を服用するが、各ブロックの最終回については、5 煎目については省略する。
- ウ 煎出方法は、茶量1 0 g、浸出時間9 0 秒、湯量3 d l (300m l) とする。
- エ 1 点の審査時間は、服用3 0 秒間、解答3 0 秒間とする。

(4) 第三審査

- ア 5 種を2 回ずつ服用し、品種の判定を行う。ただし、最終回の5 煎目については、省略する。
- イ 煎出方法は、第二審査と同様とする。
- ウ 審査時間は、第二審査と同様とする。

5 競技規則

- (1) 第一審査から第三審査まで、事務局が用意した解答用紙に解答する。
- (2) 第一審査から第三審査において、無回答があった場合の得点は零点とする。
- (3) まとめての解答、解答チェック後の訂正、同じ府県名の記入、同じ品種名の記入、第一審査から第二審査においては、各ブロックで出題された府県名以外の記入、第三審査においては、出題された品種名以外の記入を行った場合は零点とする。

- (4) 解答は漢字・ひらがな・カタカナの解答を可とし、第一審査から第二審査においては、府・県までの記入の有無は問わないものとする。
- (5) 筆記用具は事務局で用意したボールペンを使用する。解答チェック前の訂正は解答に縦に二重線を引き、すぐ横へ再度解答を記入する事とする。
- (6) メモ類、写真及び電子画像、図面などの資料一切は競技会場への持ち込みを禁止する。
- (7) 競技中の審査するお茶以外の水分の摂取、口直しについては、事務局の指示に従うものとする。
- (8) 選手は、他の選手の援助又は妨害となる行為及び審判員に質問する以外の発言をしてはならない。
- (9) 補助者等は、選手の援助又は妨害となる行為をしてはならない。
- (10) 審判長は、選手が不正な行為、その他本要領に違反する行為をしたときは、選手の得点の減点又は失格の処置をすることができる。

6 採点方法

- ア 第一審査を10点、第二審査を20点、第三審査を10点、合計40点満点とする。
- イ 個人順位の決定は、次のとおりとする。ただし、同点者の順位決定は、a、b、c、dの順序で決定する。
 - a 総得点の高いもの
 - b 全審査項目の各得点中、満点の多いもの
 - c 全審査項目の各得点中、零点の少ないもの
 - d 第二審査の合計得点の高いもの
 - e 第三審査の合計得点の高いもの
 - f 全審査項目の各得点中、1点の少ないもの
 - g 第二審査の得点中、5点の多いもの
 - h a～gの方法により順位の決定ができない場合は、生年月日の遅い選手を高位とし、それぞれ順位を決定する。
- ウ 団体順位の決定は、各チーム5名の得点を合計し、前項a～gの規定により決定する。ただし、この方法で決まらない場合は、個人順位で高位者を出したチームを上位とする。

7 表彰

競技の結果に基づき、成績優秀者を次のとおり表彰する。

チーム	1位	個人	1～5位
-----	----	----	------

(試料茶)

◎第一審査、第二審査

埼玉県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

◎第三審査

事務局にて選定